安心・安全なまちを目指して！～春の交通安全運動 安全なまちづくり運動～

安心安全課 防犯交通係（☎(95)0115）

安心・安全なまちづくりのために交通安全と防犯の運動が行われます。

進入学や就職、免許証の新規取得、引越し等で生活環境が変わる人は特に交通安全、防犯に注意してください。また、今の環境で長年住み慣れている人も、慣れているからこそ事故や犯罪に遭うことがありますので、十分気をつけてください。

［春の交通安全運動］

▼とき　4月6日(木)～15日(土)

新年度を迎え、真新しいランドセルで登校する子どもや新社会人となった若者が、不慣れな交通環境での通学・通勤が始まり、交通事故の発生が心配されます。また、気候もよくなり高齢者が外出する機会が増え交通事故の危険性が高まるほか、歓送迎会や花見のシーズンであることから、決してあってはならない飲酒運転による交通事故の発生も心配されます。

そこで、次のような重点項目をかかげ、春の交通安全運動を展開し、交通事故の防止を図ります。

○子どもと高齢者の交通事故防止
○歩行中・自転車乗用中の交通事故をなくそう
○後部座席を含めた全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう
○飲酒運転を根絶しよう

［春の安全なまちづくり運動］

▼とき　4月1日(土)～10日(月)

平成28年中に市内で発生した犯罪は、全体的に減少傾向ではありますが、息子等をかたった電話による特殊詐欺は、前年よりも発生件数が増加しています。

そこで、市民の皆さんに防犯意識の向上を呼びかけるため、次のような重点項目をかかげ、春の安全なまちづくり運動を展開し、犯罪の防止を図ります。

○住宅を対象とした侵入盗の防止
○特殊詐欺の被害防止
○子どもと女性の犯罪被害防止
○自動車盗の防止

緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を開始します

国土交通省豊橋河川事務所調査課（☎0532(48)8107）
安心安全課 防災係（☎(95)0160）

社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築をめざして、国が管理する1級河川矢作川沿川地域の8市1町、愛知県、名古屋地方気象台、国土交通省豊橋河川事務所、矢作ダム管理所が連携・協力してハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進しています。（詳細は、豊橋河川事務所ホームページ内「矢作川水防災協議会」をご覧ください。）

今回この取組の一つとして、大規模な洪水が矢作川で発生した場合には、浸水する危険性の高い市域の皆さんの携帯電話に対して洪水情報（指定河川洪水予報の氾濫危険情報および氾濫発生情報の発表を契機として、地域住民の主体的な避難を促すために配信する情報）のプッシュ型配信（受信側が要求しなくても発信者側から情報が配信される仕組み）を知立市全域で開始します。

▼配信開始日　5月1日(月)

▼配信する情報　矢作川において、河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位を越えた）情報及び河川氾濫が発生した情報

▼留意事項

・携帯電話等の基地局の関係により、配信エリア近郊の方にも届くことがあります。

・携帯電話等の電源が入っていない場合や、圏外、電波状況の悪い場所、機内モード時、通話中、パケット通信中の場合は受信することができません。

・ご利用の機種により、緊急速報メールに対応してない場合があります。

消防団 春季特別警戒パトロール

安心安全課 防災係（☎(95)0160）

火災予防と放火等の犯罪を防止するため、知立市消防団による春の特別警戒パトロールを行います。

パトロール中は、消防ポンプ車のスピーカーで、火災予防を呼びかける広報活動を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

▼とき　4月10日(月)～14日(金)　午後8時～10時

▼ところ　市内全域

※問合せは知立市役所　TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail：info@city.chiryu.lg.jp

災害時の被災者支援のため行政書士会と協定を締結しました

安心安全課 防災係（☎(95)0160）

2月14日㈫、知立市と愛知県行政書士会碧海支部との間で、災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定を締結しました。

この協定は、市内で地震や風水害、その他の災害が発生した場合、災害時における被災者支援の推進および行政手続きの円滑化を図るために、市からの要請により相談窓口を開設します。その業務の範囲としては、行政書士法に定められた業務で、り災証明など行政機関に提出する書類作成についての相談業務をはじめ、生活再建に必要となる各種手続き業務を無償で行います。

要配慮者を守るための災害時福祉避難所を追加しました

安心安全課 防災係（☎(95)0160）

福祉避難所は、大規模な地震・風水害などの災害時に市指定避難所での共同生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等を受け入れるための二次避難所で、市では平成28年2月に5事業所と協定を締結し、公共施設を含めて8施設を福祉避難所として指定しました。

今回、八ツ田町に所在する福祉事業所「有料老人ホームオレンジnoah」と「おんじゅのへや知立店」と協定を締結し、下表のとおり福祉避難所として新たに追加しました。

団体名（施設名）	対象者
有料老人ホーム オレンジ noah（オレンジ生活サービス株式会社）	介護が必要な高齢者および身体障がい者
おんじゅのへや　知立店（株式会社　ONZiii Act）	介護が必要な高齢者および身体障がい者

軽度・中等度難聴児に補聴器の購入等を助成します

福祉課 障がい福祉係（☎(95)0118）

市では、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳以下の軽度・中等度の難聴児に対して言語の取得、学力の向上、社会性の構築等、その成長を支援することを目的に補聴器の購入および修理費用の一部を助成します。購入等を検討する人は必ず購入前に申請してください。詳細については購入等の前に、福祉課にお問合せください。

▼問合せ　福祉課　障がい福祉係（FAX(83)1141　Eメール fukusi@city.chiryu.lg.jp）

高齢者外出支援サービスが変わります

長寿介護課 長寿係（☎(95)0150）

4月1日から、高齢者外出支援サービスの対象者、助成額が次のように変更になります。

▼対象者　次の条件のいずれにも該当する人

①知立市の住民基本台帳に登録されている65歳以上の在宅である人

②要介護1～5までの認定を受けており、一般の交通機関を利用することが困難である人

③自動車税または軽自動車税の減免を受けていない人

④障害者福祉タクシー料金助成利用券の交付を受けていない人

▼助成額　身体障害者手帳または療育手帳（以下「障害者手帳」という。）の交付および利用した車種の区分に応じ、左表に定める額

障害者手帳の交付区分	車種区分	金額（円）
交付を受けていない人	大型	4,400
	普通	3,450
交付を受けている人	大型	3,960
	普通	3,100

児童扶養手当の支給月額が変わります

子ども課 児童家庭係（☎(95)0120）

児童扶養手当は、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定します。今年度は基準となる消費者物価指数が下降したため、4月分からの児童扶養手当の支給月額は次のように変更されます。

区分	現行	4月分～
〈本体額〉		
全部支給	42,330円	42,290円
一部支給	42,320円～9,990円	42,280円～9,980円
〈第2子加算額〉		
全部支給	10,000円	9,990円
一部支給	9,990円～5,000円	9,980円～5,000円
〈第3子以降加算額〉		
全部支給	6,000円	5,990円
一部支給	5,990円～3,000円	5,980円～3,000円

※4月11日㈫にお支払する手当は、3月分までの手当であり、今回の支給額改定の影響はありません。

平成29年度休日納税相談窓口

税務課 徴収係 （☎(95)0117）

平日は仕事などで忙しく納税に関する相談ができない人のために、休日納税相談窓口を開設しています。

□休日納税相談

▼とき　毎月第4週の日曜日　午前8時30分～正午

※8月は第3週の日曜日に開設

※8月と2月はその前日の土曜日にも開催します。

平成29年度 休日納税相談日程表

①	4/23(日)	⑧	10/22(日)
②	5/28(日)	⑨	11/26(日)
③	6/25(日)	⑩	12/24(日)
④	7/23(日)	⑪	1/28(日)
⑤	8/19(土)	⑫	2/24(土)
⑥	8/20(日)	⑬	2/25(日)
⑦	9/24(日)	⑭	3/25(日)

▼ところ　市役所1階　税務課窓口

※ポルトガル語での対応も可能です。

固定資産税・都市計画税納税通知書・課税明細書　発送

税務課 資産税係 （☎(95)0148）

固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日に、土地、家屋、償却資産を所有している人が、その固定資産の価格を基に算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

また、都市計画税は、市街化区域内に土地、家屋を所有している人に課税される税金です。

▼税率

・固定資産税は土地、家屋、償却資産の課税標準額の合計に1.4％の割合で課税されます。

・都市計画税は、土地、家屋の課税標準額の合計に0.3％の割合で課税されます。

▼納税通知書・課税明細書発送予定日　4月中旬頃

▼第1期納期限　5月1日(月)

○次に該当するときはご連絡ください。

・課税明細書の内訳と平成29年1月1日現在の資産状況が異なるとき（平成28年中に取り壊した家屋が記載されているなど。）

※非課税物件は課税明細書に掲載されません。

・納税通知書および納付書の住所、氏名に誤りがあるとき

・その他、疑問に思うとき

平成29年度土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧・固定資産課税台帳の閲覧について

税務課 資産税係 （☎(95)0148）

固定資産税の縦覧制度とは、市内にお持ちの土地や家屋にかかる固定資産税の納税者が、ご自身の固定資産と市内の他の土地や家屋の評価額を比較できる制度です。ただし、土地のみをお持ちの人は土地のみ、家屋のみをお持ちの人は家屋のみの縦覧となります。

□縦覧

▼縦覧できるもの

・土地価格等縦覧帳簿（所在・地番・地目・価格）

・家屋価格等縦覧帳簿（所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格）

▼縦覧できる期間　4月3日(月)～5月1日(月)までの午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）

▼縦覧場所　税務課

▼縦覧できる人

①市内に所在する土地または家屋に対して課する固定資産税の納税者

②納税者の同一世帯で生計を一にする親族・納税管理人

③納税者の委任を受けた代理人（委任状が必要）

▼持参するもの　運転免許証等、本人であることを証明できるもの

※縦覧期間中は土地・家屋名寄帳兼課税台帳が無料で発行できます。

□閲覧

▼閲覧できるもの　土地・家屋・償却資産課税台帳

▼閲覧できる期間　4月3日(月)から午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日、年末年始の休日を除く）

▼閲覧場所　税務課（5月2日(火)からは市民課）

▼閲覧できる人

①市内に所在する土地・家屋・償却資産に対して課する固定資産税の納税義務者

②納税義務者の同一世帯で生計を一にする親族・納税管理人

③納税義務者の委任を受けた代理人（委任状が必要）

④土地・家屋に対して賃借権その他の使用または収益を目的とする権利（対価が支払われるものに限る）を有する人は、当該権利の目的である固定資産の記載されている部分（賃貸借契約書等が必要）

⑤固定資産の処分をする権利を有する一定の人については、当該権利の目的である固定資産（当該権利を有することのわかるものが必要）

▼持参するもの　運転免許証等、本人であることを証明できるもの

軽自動車税が減免されます

税務課 市民税係 （☎(95)0116）

心身に障がいのある人（18歳未満の人や精神に障がいがある場合は、生計を一にする人）が所有しているオートバイ、軽自動車の税金は、障がいの程度により一台に限り減免が受けられます。

なお、減免を受けると、障害者福祉タクシー料金助成利用券および高齢者外出支援サービス利用券の交付や普通自動車での税金の減免は受けられません。

▼申請期限　4月3日(月)～5月24日(水)までに税務課へ。

▼持参するもの　身体障害者手帳等、自動車検査証、運転免許証（該当の車を運転する人のもの）、印鑑、マイナンバーが分かるもの

※問合せは知立市役所　TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail：info@city.chiryu.lg.jp

国税専門官採用試験

名古屋国税局 総務部人事第二課 試験係（☎052(951)3511）

▼受験資格
①昭和62年4月2日～平成8年4月1日までに生まれた人
②平成8年4月2日以降に生まれた人で次に掲げる人
・大学を卒業した人および平成30年3月までに卒業する見込みの人
・人事院が大学卒業と同等の資格があると認める人

▼申込み方法　インターネット申込み（http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html）をご利用ください。

▼受付期間　3月31日(金)　午前9時～4月12日(水)

▼試験日程等
［第1次試験］6月11日(日)
［第2次試験］7月12日(水)～19日(水)のうち指定する日

学生の皆さん、学生納付特例制度をご存知ですか

国保医療課 国保年金係（☎(95)0123）
刈谷年金事務所（☎(21)2110）

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられていますが、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。（本人の所得が一定以下の学生が対象となります。なお、家族の人の所得金額は問いません。）

国民年金の保険料が未納になっていると、病気やケガで重い障害が残ったときに障害基礎年金が受け取れない場合がありますが、学生納付特例が承認された期間は、保険料納付期間と同様に納付要件の対象期間となります。

学生納付特例が承認された期間は、将来の年金額の計算には含まれませんので、保険料を納付した場合と比べて年金額は低くなります。

▼対象者　大学・短期大学・大学院・高等学校・専修学校・各種学校（一年以上の就学課程に限る）に在学中の20歳以上の学生（夜間・定時制・通信課程も含む）

▼申請場所
・住民登録をしている市町村役場の年金担当窓口
・刈谷年金事務所
・在学する大学等の窓口（在学する大学等が学生納付特例事務法人の指定をうけている必要があります。）

▼申請手続に必要なもの
・年金手帳
・学生証（または在学証明書）
・印鑑

◎国民年金保険料追納制度
学生納付特例制度の承認を受けた月については、10年以内に保険料を納付（追納）することによって、低くなった年金額を増やすことができます。（承認を受けた期間の翌年度から起算して三年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が上乗せされます。）

追納を希望する場合は、お住まいの地域を管轄している年金事務所での申込みが必要です。

○日本年金機構ホームページ
http://www.nenkin.go.jp/

甲種防火管理新規講習

衣浦東部広域連合消防局 予防課 予防係（☎(63)0136）
知立消防署 予防係（☎(81)4142）

▼とき　5月25日(木)・26日(金)の2日間　午前9時45分～午後4時

▼ところ　安城市民会館

▼定員　104人（先着順）

▼受講料　4千円（当日徴収）

▼申込み期間　4月17日(月)～21日(金)の午前8時30分～午後5時

※定員になり次第締切り

※申込み書は、申込み場所および衣浦東部広域連合ホームページから入手できます。

※申込み時、写真を忘れずに（縦4cm×横3cm、3か月以内の証明写真1枚必要）

▼申込場所　衣浦東部広域連合消防局予防課予防係（刈谷市小垣江町西高根204－1）、知立消防署予防係（弘法2－1－5）

※電話および郵送等による受付は行っていません。

救命講習会［4月開催分］

あなたは愛する家族を救えますか。いざという時のために心肺蘇生法を覚えましょう。

会　場	碧南消防署	知立消防署
講習会名	普通救命講習Ⅲ	普通救命講習Ⅰ
開催日時	4月15日(土)　午前9時～正午	4月16日(日)　午前9時～正午
定員・受講料	先着20人・無料	先着20人・無料
申込み	4月5日(水)　午前9時から募集開始（☎41-2625）救急係へ	4月5日(水)　午前9時から募集開始（☎81-4144）救急係へ
対象者	碧南・刈谷・安城・知立市および高浜市在住、在勤、在学の人（いずれの会場でも受講できます。）	
内容	普通救命講習Ⅰ　心肺蘇生法（気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫）、ＡＥＤの使用法、止血法など 普通救命講習Ⅲ　小児・乳児・新生児の心肺蘇生法、ひきつけ、のどに異物が詰まった時の処置など ※救命講習会を団体で受講される場合は、最寄の消防署へお問合せください。	

▶問合せ　衣浦東部広域連合消防局　消防課（☎63-0135　ホームページ http://www.kinutoh.jp）

臨時福祉給付金（経済対策分）の申請手続きはお済みですか？

給付金事務室
（☎(83)1111　内線179）

平成26年4月からの消費税率引き上げによる影響を緩和するため、所得の少ない人に対して、制度的な対応を行うまでの間、暫定的・臨時的な措置として、平成26年度から引き続き、臨時福祉給付金（経済対策分）を支給します。

給付金を受給するためには申請が必要となります。支給対象となる可能性がある人には、1月末に申請書を送付しました。

5月1日(月)までが申請期限になっていますので、お早めに申請してください。

長期入院中の人や施設入所者は、ご自宅に届いている場合がありますので、ご注意ください。

※詳細につきましては、広報1月16日号、市ホームページまたは厚生労働省給付金ホームページをご覧ください。

○市ホームページ
http://www.city.chiryu.aichi.jp/

○厚生労働省給付金ホームページ
http://www.2kyufu.jp/rinji29/index.html

▼申請期限　5月1日(月)

▼申請方法　送付された申請書に必要事項をご記入いただき、添付書類とともに、同封の返信用封筒に入れてご返送ください。

なお、窓口に提出される場合の受付は、市役所駐車場北側　現業棟2階「給付金事務室」（左図）になります。市役所本庁舎ではございませんので、ご注意ください。

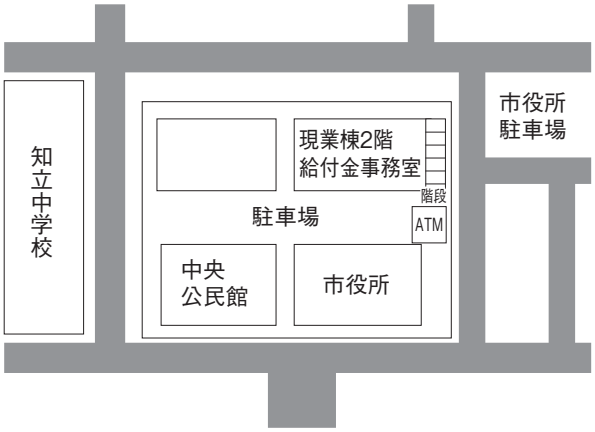

▼受付窓口開設時間　午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

知立駅構内通行費用支援事業

都市開発課 鉄道高架係
（☎(85)5882）

知立駅付近連続立体交差事業工事中の踏切の安全対策として、交通弱者に対し知立駅構内を通行する場合に必要となる入場券を購入した費用を補助します。

この支援事業の補助を受けようとする人は事前登録が必要ですので次のとおり登録してください。

▼対象者　市内在住で次に該当する人
- 65歳以上の人
- 障害者手帳の交付を受けている人
- 要介護者・要支援者

▼補助金額　1か月あたりの上限
［大人］3千400円
［小児］1千800円

▼申込み期間　4月3日(月)～14日(金)平日の午前8時30分～午後5時

▼申込み場所　市街地整備事務所（知立市堀切一丁目10番地）

▼申込み時必要なもの
- 対象者である旨を証する書類の写し
- 印鑑
- 口座のわかるもの

▼利用方法　事前に登録し、実費負担で入場券を購入し知立駅構内を通行してください。

3か月に1度、市へ実績報告してください。実績報告を確認した後、市から利用者へ補助を実施します。

※一定の条件を満たす人は、介助者1人も補助対象とします。詳細は、市ホームページをご覧いただくかお問合せください。

市史編さん臨時職員募集

文化課 市史編さん係
（☎(83)6789）

▼募集人数　2人程度

▼業務内容　市史の編さんおよび刊行に関すること

▼勤務日　週5日以内（月曜日は原則として休日）

▼勤務時間　午前9時～午後5時までの間で5時間30分

▼賃金　時間940円

▼応募資格　満65歳未満で学芸員資格のある人（日本史を学んだ人または興味、関心がある人）

▼応募方法　4月1日(土)～14日(金)（3日・10日(月)除く）午前9時～午後5時までに、履歴書1通に写真（3か月以内のもの）を添付し、歴史民俗資料館2階市史編さん係へ持参してください。後日、面接を行います。

所得が一定基準以下の世帯の国保税の軽減について

国保医療課 国保年金係
（☎(95)0123）

前年中の所得が一定の基準以下の世帯は、国保税の均等割額と平等割額が軽減されます。世帯の所得および被保険者数により、その額の7割、5割または2割が軽減されます。

ただし、世帯主および国保加入者で未申告者がいる世帯は軽減を適用することができません。前年中に所得のない人でも、市県民税の申告が必要です。障害年金、遺族年金のみ受給されている人も申告してください。なお、申告は4月17日までに行ってください。

※問合せは知立市役所　TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail：info@city.chiryu.lg.jp

愛知県後期高齢者医療制度 協定保養所利用助成のご案内

愛知県後期高齢者医療広域連合 給付課（☎052(955)1205）

被保険者皆さんの健康の保持・増進を目的に、次の協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1千円を助成します。（4月1日～翌年3月31日までの1年間で、全保養所合わせて4泊まで助成します。）

場所	協定保養所名	電話番号
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	0533-68-4696
豊田市	豊田市　百年草	0565-62-0100
犬山市	レイクサイド入鹿	0568-67-3811
桑名市	名古屋市休養温泉ホーム松ケ島	0594-42-3330
東浦町	あいち健康の森プラザホテル	0562-82-0211
田原市	シーサイド伊良湖	0531-35-1151

▼利用方法　申込み時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療の被保険者」であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証と利用カード（初回利用時に保養所で交付）を提示してください。精算時に利用料金に対し、1千円を助成します。

狂犬病予防注射を受けましょう

狂犬病予防法により、生後91日以上の犬の飼い主は、居住する市に登録し、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければなりません。

犬を飼っている人は、お近くの動物病院または下表の会場で予防注射を受けてください。

▶問合せ　環境課　環境保全係（☎95-0154）

■狂犬病予防注射などの料金

登録済みで予防注射のみ	狂犬病予防注射料金	2,850円
	注射済票交付手数料	550円
	計	3,400円
新規登録と予防注射	狂犬病予防注射料金	2,850円
	注射済票交付手数料	550円
	新規登録手数料	3,000円
	計	6,400円

※狂犬病予防注射料金2,850円は、獣医師へ支払うお金です。

▶その他
- 釣り銭のないようにご協力ください。
- 注射日程ハガキが送られてきた人は、「問診票の欄」を記入して、注射会場へお持ちください。
- 飼い主が犬を制止できない場合は、注射できません。
- フンは、飼い主の責任でお持ち帰りください。

▶注意
巡回移動で実施しますので、時間をご確認のうえ、お越しください。なお、雨天でも実施しますが、大雨警報・暴風警報が発令された場合は中止となります。

■犬の登録・狂犬病予防接種会場

とき	時間	ところ
4／11（火）	13：10～13：30	昭和グランド駐車場
	13：50～14：10	八ツ田町公民館
	14：30～14：50	知立南中学校東側駐車場
4／13（木）	13：10～13：30	谷田町第2公民館
	13：50～14：10	西中町第1公民館
	14：30～14：50	上重原町公民館
4／17（月）	13：10～13：30	西丘文化センター
	13：50～14：10	福祉体育館
	14：30～14：50	宝町公民館
4／19（水）	13：10～13：30	知立文化広場
	13：50～14：10	牛田町公民館
4／21（金）	13：10～13：30	保健センター
	13：50～14：10	弘法山公園弘法下駐車場
	14：30～14：50	知立市役所

広告
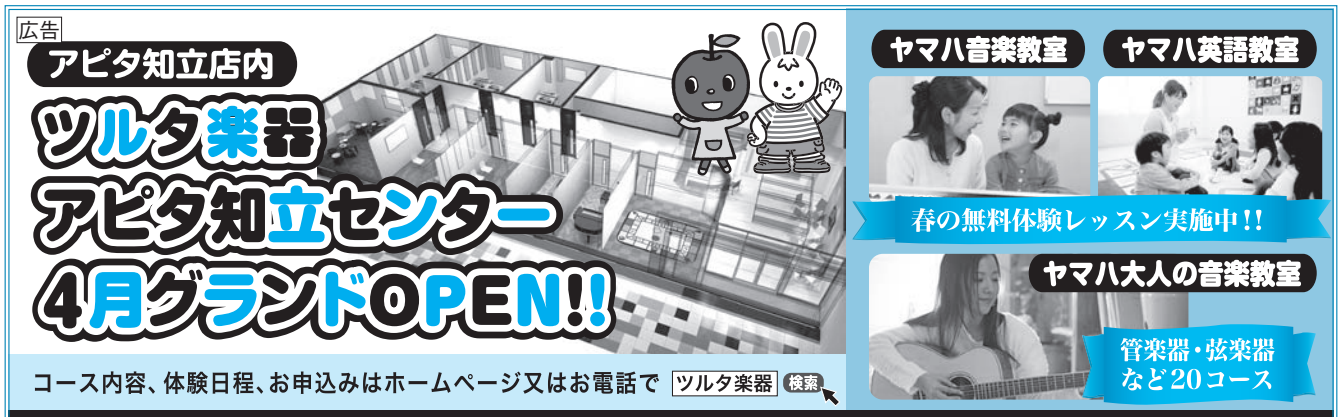

有料広告

※「広報ちりゅう」発行経費の一部に充てるため、有料広告を掲載しています。内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。